# 市民税・県民税申告フローチャート

この図は、一般的な事例をもとに作成したものです。市民税・県民税は1月1日現在にお住まいの市町村から課税されます。

**スタート**
令和８年１月１日現在、見附市に住んでいましたか？

- いいえ → 見附市での市・県民税の申告は不要です。令和８年１月１日時点でお住まいの市区町村にご相談ください。
- はい ↓

令和７年中に収入はありましたか？

- いいえ → 市・県民税の申告をしてください。※市内在住の方に被扶養者として申告されている方は申告不要です（所得証明書が必要な場合を除く）。
- はい ↓

収入は、給与収入（2,000万円以下）だけですか？

- 主な収入が年金 → いいえ →
  **●主な収入が公的年金の方**
  ◎令和７年分の公的年金等収入が400万円を超えている。
  ◎令和７年分の公的年金等収入は400万円以下だが、その他所得が20万円を超えている。
  1つでも該当する → ※確定申告が必要です。
  - いいえ → 確定申告の計算をすると還付される所得税及び復興特別所得税がある。
    - はい → 還付を受けるための確定申告をすることができます。
    - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。※収入が公的年金等のみ、または給与収入のみの方で医療費控除などの各種控除を追加しない場合は申告不要です。
- いいえ（それ以外）→
  **●主な収入が給与の方**
  ◎令和７年分の給与収入が2,000万円を超えている。
  ◎給与が2ヵ所以上から支給され、年末調整されていない給与収入と各種の所得（給与所得、退職所得を除くく）の合計金額が20万円を超えている。
  ◎給与が1ヵ所から支給され、給与所得及び退職所得の他に20万円を超える所得がある。
  **●個人事業主の方**
  ◎令和７年分の所得の合計金額が、所得控除の合計金額よりも多い。
  **●令和7年中に土地・建物等を売却した方**
  ◎譲渡所得とその他所得の合計金額が、所得控除の合計金額よりも多い。
  1つでも該当する → ※確定申告が必要です。
  - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。※収入が公的年金等のみ、または給与収入のみの方で医療費控除などの各種控除を追加しない場合は申告不要です。
- はい ↓

給与の支給は1ヵ所だけですか？

- いいえ → 年末調整された給与以外にも支給された給与があり、その給与収入金額が20万円を超えている。
  - はい → ※確定申告が必要です。
  - いいえ → 年末調整されていない給与の源泉徴収票に源泉徴収税額が記載されている。
    - はい → ※確定申告をすることができます。年末調整をされていない給与収入金額が20万円以下でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるために確定申告をすることができます。
    - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。※収入が公的年金等のみ、または給与収入のみの方で医療費控除などの各種控除を追加しない場合は申告不要です。
- はい ↓

年末調整は受けていますか？

- はい → 確定申告、市・県民税の申告は不要です。※医療費控除などの各種控除を追加する場合は申告が必要です。
- いいえ → 年末調整されていない給与の源泉徴収票に源泉徴収税額が記載されている。
  - はい → ※確定申告をすることができます。年末調整をされていない給与収入金額が20万円以下でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるために確定申告をすることができます。
  - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。※収入が公的年金等のみ、または給与収入のみの方で医療費控除などの各種控除を追加しない場合は申告不要です。

---

◎令和７年中に**所得のなかった方や非課税所得（障害年金、遺族年金など）のみの方**も、住民税申告が必要です。申告書おもて面下段「5 前年中所得のなかった人などの記入欄」を記入してください。

※ただし、市内在住の方に被扶養者として申告されている方は申告不要です（所得証明書が必要な場合を除く）。